


建設の事業、自動車運転の業務、医師に 時間外労働の上限時間が適用されます




令和6年4月1日から建設の事業、自動車運転の業務、医師について、36協定で定める時間外労働の時間数に上限が適用され、下記「一般条項」の時間数を超える時間外労働はできません。なお、臨時的な特別の事情がある場合は、36協定で定めることにより、下記「特別条項」の時間数まで時間外労働の時間を延長できます。

一般条項	1か月	1年
原則	45時間	360時間

特別条項	1か月	1年
工作物の 建設の事業 	100時間未満 かつ 2～6か月平均80時間以内 <small>※時間外労働+休日労働の合計 ※原則の時間を超過できるのは年6か月まで ※災害時の復旧・復興の事業には適用なし</small>	720時間
自動車運転の業務 	—	960時間
医業に従事 する医師 	—	下記表のとおり

医療機関に適用する水準		年間の上限時間 (時間外労働+休日労働の合計)	面接指導	休息時間の確保	
A	一般労働者と同程度	960時間	義務	努力義務	
連携B	医師を派遣する病院	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B	救急医療等				
C-1	臨床・専門研修				
C-2	高度技能の修得研修	1,860時間			

●自動車運転者の労働時間等の基準（改善基準告示）の改正【令和6年4月から】

	1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
トラック 	改正前 3,516時間 ↓ 改正後 原則 3,300時間 最大 3,400時間	改正前 原則293時間 最大320時間 ↓ 改正後 原則 284時間 最大 310時間	改正前 継続8時間 ↓ 改正後 継続11時間 を基本とし、 継続9時間
タクシー ハイヤー 	/	改正前 299時間（日勤） ↓ 改正後 288時間 （日勤）	改正前 継続8時間 ↓ 改正後 継続11時間 を基本とし、 継続9時間
バス 	改正前 原則3,380時間 最大3,484時間 ↓ 改正後 原則 3,300時間 最大 3,400時間	改正前 原則281時間 最大309時間 ↓ 改正後 原則 281時間 最大 294時間	改正前 継続8時間 ↓ 改正後 継続11時間 を基本とし、 継続9時間

●月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ【令和5年4月から】

令和5年4月1日から、1か月60時間超の時間外労働の割増賃金率が、中小企業も50%となりました（大企業は平成31年4月から引き上げ）。

企業規模	1か月の時間外労働 （1日8時間、週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

●年5日の年次有給休暇の取得が義務化【平成31年4月から】

使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日間、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

- ① 対象者は、年次有給休暇が年10日以上付与される労働者（管理者を含む）に限ります。
- ② 労働者が自ら申し出て取得した日数や労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）については、5日から控除できます。
 - （例）労働者が自ら5日取得した場合 ⇒ 使用者の時季指定は不要
 - 労働者が自ら3日取得した場合 ⇒ 使用者は2日を時季指定
 - 計画的付与で2日取得した場合 ⇒ 使用者は3日を時季指定